

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、従業員、お客様、お取引先様、株主・投資家、地域社会等の多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、企業行動基準に基づき、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、「多様な人材の意欲を尊重し、チームで総合力を發揮する」を経営方針に掲げ、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについては、会社と従業員双方の発展に向け、会社業績を踏まえたメリハリある賃金改善を検討していきます。教育訓練等については、次世代経営人財育成に向けた選抜研修や、グローバル人財、DX人財等の重点的な育成に向けた教育・研修に加え、女性やシニア社員等の多様な人財が活躍できる環境整備、働き方改革の推進等、社員一人ひとりの成長とチームの総合力の発揮を実現する人財育成強化等の取り組みを進めてまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・ パートナーシップ構築宣言のURL

【 <https://www.biz-partnership.jp/declaration/120413-05-21-tokyo.pdf> 】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年3月18日

(令和8年1月26日 パートナーシップ構築宣言のURL変更による更新)